

# 足利市空家等実態調査の結果について

都市建設部 建築指導課

20-2266

## 1 趣旨

本市では、県内の他市に先駆けて、平成 25（2013）年 6 月に「足利市空き家等の安全な管理に関する条例」を施行し、危険な空き家等に対応してきました。その後、平成 30（2018）年 1 月には、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、「足利市空家等対策計画」を策定し、現在、周辺に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等への対応を強化するとともに、「足利市空き家・空き地バンク」による利活用の促進など、積極的に空家等対策に取り組んでいます。

この度、本計画に基づき、国庫補助金を活用することにより、市内全域の空家等の実態を把握することを目的として、平成 30（2018）年度に実施した空家等実態調査の結果について、足利市空家等対策協議会（平成 31（2019）年 4 月 1 日設置）での協議を経て、その概要をとりまとめましたので、報告するものです。

※ 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます（空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 1 項）。

## 2 調査の実施方法

### (1) 現地調査

平成 28（2016）年度に実施した水道閉栓状況等による「空家等第一段階調査」の結果に基づき、空家等の可能性のある一戸建て住宅 6,194 件（併用住宅を含む。）の建物及び敷地について、外観目視によりその状態を確認しました。

### (2) 意向等調査

現地調査により空家等と判断された建物について、その登記名義人 1,316 人に対し「空家等確認調査票」を送付し、建物の使用状況や今後の活用意向等を確認しました。

### 3 調査の実施結果

現地調査により確認された市内全域の一戸建ての空家等は、2,130件ありました。また、それらを、空家等の状態に基づき、A「売り貸しの看板等があり、かつ、損傷の少ない状態（流通物件）」：47件、B「問題なし（利活用可能物件）」：887件、C「補修が必要な状態（管理不全物件）」：921件、D「危険性のある状態（危険物件）」：275件にそれぞれ分類しました。

詳細は、別添「平成30年度足利市空家等実態調査の結果」に記載のとおりです。

### 4 調査結果の活用方法

本調査結果の概要については、足利市空家等対策計画に追補し、ホームページ等により幅広く周知します。

また、個別の空家等の調査結果については、足利市地理情報システムにより一元管理し、危険物件についての対応を最優先としつつも、利活用可能物件については、所有者の意向等を踏まえながら、「足利市空き家・空き地バンク」への登録を促すなど、本計画の効果的かつ効率的な推進のために活用していきます。

なお、個別の空家等の調査結果については、個人情報保護の観点から公表しません。

### 5 今後の予定

令和元（2019）年8月 ホームページ等による公表